

平成 25 年度地域ケア会議の概要報告

1 地域ケア会議の明文化

平成 23 年 6 月介護保険法に地域包括支援センターに関係者との連携努力義務が明記されました。今後の法改正では、地域ケア会議の推進に伴い、確実な実施を義務づける方向とされています。

○現行介護保険法第 115 条の 46 第 6 項

地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、高齢者の日常生活の支援に関する活動に携わるボランティアその他の関係者との連携に努めなければならない。

2 地域ケア会議の位置づけ

地域包括支援センターの業務の包括的・継続的ケアマネジメント支援業務や、多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築のための手法として位置づけられています。

3 地域ケア会議の定義

地域包括支援センターまたは市町村が主催し、設置・運営する「行政職員をはじめ、地域の関係者から構成される会議体」と定義されています。そして、地域ケア会議の構成員は、「会議の目的に応じ、行政職員、センター職員、介護支援専門員、介護サービス事業者、保健医療関係者、民生委員、住民組織等の中から、必要に応じて出席者を調整する」とされています。

4 地域ケア会議の目的

- (1) 地域の介護支援専門員による高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
- (2) 高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築
- (3) 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握

(1) ～ (3) の検討を行うことにより、
高齢者に対する支援の充実や、社会基盤の整備を図り、地域での尊厳あるその人らしい生活の継続に生かしていく。

5 地域ケア会議の機能

主に、5 つの機能があり、これらがボトムアップしていくイメージになっています。

(1) 個別課題解決機能

- ① 個別ケースについて多機関・多職種が多角的視点から検討を行うことにより、被保険者（住民）の課題解決を支援していく。
- ② そうしたプロセスを通して、地域包括支援センター職員や介護支援専門員等の実践上の課題解決力向上を図ることで、被保険者への自立支援に資するケアマネジメント等の支援の質を高めていく。という 2 つの機能があります。

(2) 地域包括支援ネットワーク構築機能

地域の関係機関等の相互の連携を高める機能です。

(3) 地域課題発見機能

個別ケースの背後に、同様のニーズを抱えた要援護者やその予備群を見出し、かつ関連する事実や課題、地域の現状等を総合的に判断して、解決すべき地域課題を明らかにする機能です。

(4) 地域づくり・資源開発機能

インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、必要な地域資源を地域で開発していく機能です。

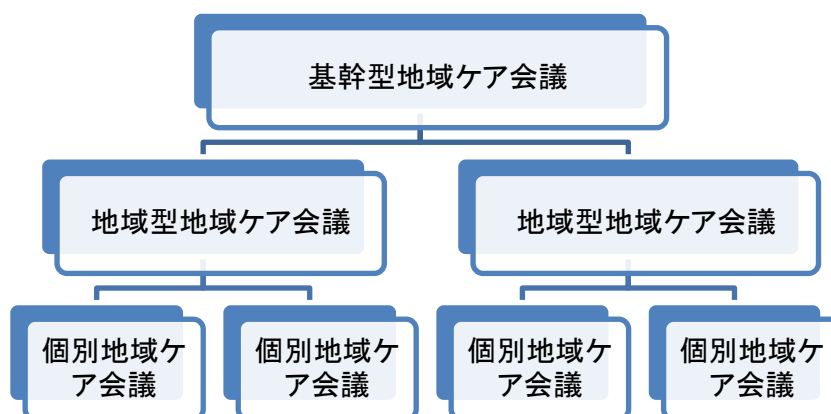
(5) 政策形成機能

狭義には、市町村による地域に必要な施策や事業の立案・実施につなげる機能であり、広義には、都道府県や国への政策の提言までを含む機能です。

6 小平市の地域ケア会議推進の概念

地域包括支援センター事業実施方針の、第3項小平市の介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築の方針におきまして、「地域ケア会議」の積極的な活用により、主体的に、各関係機関との連携や市民との協働を行うことで、ネットワークの維持や、拡充に努めていくこととしています。

◎小平市地域ケア会議概念図



(1) 個別地域ケア会議

地域包括支援センターにおける個別ケースの内容に応じて、個別課題解決、地域包括支援ネットワーク構築、地域課題発見、などの機能を担います。

(2) 地域型地域ケア会議

日常生活圏域における地域課題の把握や対応を行うために、地域包括支援ネットワーク構築、地域課題発見、地域づくり・資源開発、などの機能を担います。

(3) 基幹型地域ケア会議

(2) 地域型地域ケア会議で集約・整理された各日常生活圏域ごとの課題の解決を目指し、地域包括支援ネットワーク構築、地域課題発見、地域づくり・資源開発、政策形成の機能を担います。

(4) 小平市地域ケア会議

(3) 基幹型地域ケア会議で集約・整理された市の課題の検討や、個別ケースの支援策・助言などを行うため、5つの機能を担います。

7 平成25年度基幹型地域ケア会議の開催概要

3ページからの資料のとおり